

株式会社寿エンタープライズ
指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社寿エンタープライズが開設する指定居宅介護支援事業所「居宅介護支援事業所 北本」(以下「事業所」という。)が行う居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者(以下「要介護者」という。)に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう援助を行う。

3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 居宅介護支援事業所 北本
- 二 所在地 埼玉県北本市北本宿 195 番地 1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 兼 介護支援専門員 1人(常勤職員)
管理者は、事業所の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護支援業務を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日迄とする。但し、12月30日から1月3日迄を除く。
(上記以外で平日でも休む場合があります)
- 二 営業時間 8時30分から17時30分迄とする。
- 三 連絡体制 電話により、常時連絡が可能な体制をとる。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 一 相談の場所 居宅介護新事業所 北本 相談室(必要に応じて居宅訪問を実施)
- 二 課題分析表の種類 MDS - HC
- 三 サービス担当者会議開催場所 居宅介護支援事業所 北本相談室及び利用者宅

四 居宅訪問の頻度 月 1 回以上

2 第 7 条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を以下のとおり徴収する。

- ・ 通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道 1 kmにつき 50 円

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、北本市、鴻巣市、桶川市、上尾市の区域とする。

(その他運営に関する重要事項)

第8条 事業所は、従業者の質向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する

一 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

二 継続研修 年 1 回以上

2 従業者は、職務上知り得た利用者又は利用者家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又は利用者家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める他、運営に必要な事項は、株式会社寿エンタープライズ 代表取締役と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 20 年 05 月 01 日より施行する。

この規程は、平成 20 年 10 月 10 日より施行する。

この規程は、平成 21 年 10 月 01 日より施行する。